

(案)

情報通信審議会 情報通信政策部会

通信・放送の融合・連携環境における標準化政策に関する検討委員会（第18回）議事概要

1 日 時 平成22年12月21日（火）14:00～15:15

2 場 所 総務省第一会議室（総務省10階）

3 出席者（敬称略）

(1) 委員（専門委員を含む）

村井 純（主査）、浅野 睦八、雨宮 俊武、岸上 順一、小塚 莊一郎、椎名 和夫、
高橋 伸子、田胡 修一、田辺 俊行、西谷 清、廣瀬 弥生、福井 省三、本多 美雄、
三尾 美枝子、弓削 哲也

(2) オブザーバ

川添 雄彦、楠 正憲、熊崎 洋児、杉原 佳堯、中村 秀治、畑中 康作、
藤岡 雅宣、元橋 圭哉

(3) 総務省

利根川情報通信国際戦略局長、久保田大臣官房総括審議官、今林参事官、
竹内技術政策課長

(4) 事務局

小笠原通信規格課長

4 議事

【村井主査】

前回の最後に、皆様のご意見を踏まえ、事務局に答申の骨子案について整理するようお願いした。本日は、事務局から骨子案について説明いただき、議論を行う。

【小笠原通信規格課長】

本委員会で検討すべき事項として、標準化を推進する際の基本方針、重点的に標準化を推進すべき分野、国が講ずべき措置とその推進体制の3点があり、これまで、現状と課題の検証、今後の措置と体制あるいは重点分野に関する検討を行うといった流れで議論を進めてきた。本日は、環境の変化、それを踏まえた検討の経緯、今後講ずべき措置と体制という順でご説明させていただく。

背景である環境の変化については4点を挙げている。前回会合において、環境の変化を裏づけるファクトやそれを指摘するレポート等の客観的なデータを記載するべきであるとのご意見があり、今回、答申骨子案にそれらのデータを記載した。

環境変化の1点目として、デジタル化等の急速な進展がある。通信・放送融合環境という言葉は、デジタル化あるいはインターネットの普及と翻訳できると考える。そういった技術変化がどのような環境変化をもたらしているのかについて、具体的な例として、放送のデジタル化、通信ネットワークのIP化についてファクトデータを記載した。状況変化として、1社で全ての技術を網羅することが非常に難しくなってきたということ

がある。パルミザーノレポートと呼ばれている2004年の12月15日、アメリカの競争力評議会という民間機関から出された Innovate America というレポートでは、2004年から10年間でアメリカの競争力を強化するためにどのようなことが必要であるかというテーマで議論されている。

このレポートでは、利用者と共同創造を目指す流れや複雑なITネットワークにおける相互運用性の必要性において革新的な企業の発展が伝統的な知的財産モデルや戦略に圧力を与えていること、知的財産の重要性に加えて知的財産に関する協調が重要なツールであること、共有・協調した標準作成のインセンティブを調整して広範な参画を奨励するために標準機関のベストプラクティスやプロセスを整えること、といった点が提言されている。

環境変化の2点目として、標準化の場に関する環境変化がある。具体的には、デジュール標準、フォーラム標準の双方において、標準の策定の場としての位置づけが微妙に変化しているということである。前者の主体は政府あるいは政府機関であり、後者の主体は企業であるから、当然、標準の策定プロセスは異なる。骨子案の中に、デジュールとしてITU、フォーラムとしてIEEEを例に簡単な標準策定までのプロセスを記載した。ITUにはスタディーグループ(SG)が、IEEEにはワーキンググループ(WG)が作られ、それぞれの専門分野を検討しているという点は変わらない。議決の仕組みとして、ITUでは、SGでの承認は会合参加者の全会一致とされ、そこでの全会一致の結論について、郵便投票という形で各国の主管庁による投票が行われ、最終的に勧告になる。一国一票ということは、会議に出席している、いないに関わらず全ての国が投票権を持つということである。

一方、IEEEの議決のルールについては、WGで75%以上の賛成により承認される。議決権の権利を得るためには、会合への一定割合以上の参加が求められ、どの程度アクティブに会合に出席していたのかによって、権利がその都度決まる。そのため、ITUのように全会一致に比べればIEEEはプロセスとして早くなるのは想像に難くないということである。また、IEEEよりも、ある意味厳しいルールを課している例として、W3Cという団体がある。W3Cの場合、会費を払っている会員でも、事務局が議論に貢献し得ると認められた者のみ参加できることになっている。

デジュール標準、フォーラム標準、デファクト標準の簡単な定義についても骨子案に記載させていただいた。政府が基本的に議決権の主体であり、提案の主体である組織によって議論されるものをデジュール標準、民、企業によって構成され議論されるものをフォーラム標準、コンセンサスといったものを基本とするのではなく、事実上市場において高い占有率を獲得している、製品自体が採用している規格をデファクト標準と定義した。つまり、デファクト標準はコンセンサスベースで作られる前者2つの規格とは性格を異にする規格といえる。こうした性格の違いとスピードが要求される結果、これらの標準化の場をとりまく環境の変化として、事実上ステークホルダーがフォーラム標準

の場で中身を決め、それがデジュールの場で追認されるというケースが多くなっている。また、デジュール標準の場だけでなくフォーラム標準の場でも、日本プレーヤーのプレゼンスが下がっているのではないかというご指摘もある。

日本プレーヤーのプレゼンスに関して、骨子案にファクトデータを記載させていただいた。デジュールにおけるプレゼンス状況については、昨今の経済情勢も反映しており、民間企業のスタディーグループへの参加が難しくなっている状況である。また、ITUでは寄書の数という面で、アジア、特に韓国、中国が非常にプレゼンスを高めている。

フォーラムについては、IETF、W3Cを例に挙げると、去年11月に広島で開催されたIETFの会合では、アメリカ、中国が相当の数を占めている。実際発表した人の割合については、アメリカ、中国が高く、一番出席者数の多かった日本の発表者の割合が減っているという現状であった。また、W3Cにおいては、純然たる日本企業は2名だけだったという現状である。

次に、環境変化の3番目として、ガラパゴス化に関する問題意識の高まりがある。全体的な問題意識として、今後はデジュール、フォーラムの双方の標準化の場において日本のプレゼンスを向上させていく必要があること、グローバル市場において製品、サービスのプレゼンスを向上させていく必要があることについては、本委員会の場合においてコンセンサスが得られたと思う。ガラパゴス化の定義については、日本発の技術・製品・サービスが国内では普及を見ているものの、グローバル市場では国によってニーズが異なり、十分に普及していないということを骨子案に記載させていただいた。

最後に、諸外国における政策の動向について、韓国、アメリカ、ヨーロッパの例を挙げた。韓国については、国際標準化に携わる専門家に対する活動支援が行われている。具体的には、旅費・食費の支援、日当の給付、会議の登録費の給付等、あらゆる活動費を助成している。また、分野の限定の仕方として、例えば、IT未来戦略では3分野に絞り込んでおり、若干技術的にブレークダウンしてTTA等の専門機関では36項目程度に広げている。分野の絞り込みではかなり思い切ったことをやっている。

一方、アメリカは、基本的に民間の標準化団体による標準を最大限尊重するという方針で終始一貫している。また、ヨーロッパについては、ETSI等標準化機関を通して直接的に標準化活動を支援している。韓国ほどはっきりとした支援ということではないが、直接的にフォーラムの標準化活動を支援しているというデータが最近判明した。

以上のような背景を踏まえ、これまでどのような議論があったのかということをもとめさせていただいたが、この場では簡潔にご説明させていただく。

まず、標準化政策の意義について、消費者の視点と製品・サービス提供者の視点について再三にわたり議論があった。消費者の視点の基本的な考え方として、消費者ニーズの把握、消費者の視点というものがなければ、税金を標準化政策に投入しても無駄になるおそれがあるということである。そして、現状の問題点として、アメリカやカナダでは消費者の様々な意見を引き出すためのサポート体制を整えて便宜を図っている点で、

日本はまだ十分ではない部分があるということであった。今後の取組の方向性については、消費者の利便性を念頭においた議論、あるいは消費者の標準化活動への参画を実現する体制を構築することが重要とのご指摘があった。また、製品・サービス提供者の視点については、標準化活動とはエコシステムをグローバル市場において確立することであり、それによって市場における成功が望まれるということ念頭に置くべきであるということをご指摘いただいた。

デジュール標準とフォーラム標準の対応については、全般論としてフォーラム標準へも目配りが必要だという点について、再三ご指摘をいただき、そのうち、政策の対象とすべき標準は、デファクトではなく、フォーラム標準、中でもオープン標準であるということであった。具体的には、開かれた参加プロセスであること、仕様が公開されていること、誰もが公開された仕様を利用できること等の要件を満たした標準に対し政策リソースを投ずるのではないかとということであった。

また、ガラパゴス化については、その原因についても様々なご意見があった。端的にまとめると、ガラパゴス化の原因として、日本市場に特化した仕様が多いという点が挙げられるのではないかと、あるいは、経営判断として日本の市場を重視することが費用対効果の面から企業戦略として適切であるという判断もあったのではないかと、ということであり、いずれにせよ企業判断の側面が非常に強いであろうということであった。だからこそ、今後は、海外連携といったエコシステムを確立すること、具体的には、海外発のものであったとしても、自社に関係する技術の導入といった形で、改善・貢献していくことが重要というご指摘があった。

次に、重点分野の選定の考え方について、今申し上げたような意味でのオープン性、国民生活への影響、消費者の安全性・利便性、環境政策のような政府全体の政策との関連性、あるいは海外のプレーヤーとの連携等、様々な観点から分野を選定していくべきであるという指摘があった。提案された10分野について、その選定が適当であるかという検証するという意味では、予算等のリソースを投入した場合の国民生活への影響や効果、あるいは政府全体の基本政策との関係性の面での効果についても検証することが必要であるといったご指摘もいただいた。

官による具体的措置については、例えば、情報共有の促進、検討の場の設定、政府調達の活用、標準化活動自体に対する支援、あるいは海外との連携の促進等の項目についてご議論をいただいた。

次に、今後に向けた提言として、基本的な考え方、具体的な施策に分けてまとめさせていただきます。

基本的な考え方については、まず標準化政策の意義を挙げさせていただきました。これは言うまでもなく、消費者・利用者の視点、国際競争力の向上の視点の双方が必要ということである。消費者・利用者の視点については、選択肢が拡大すること、つまりオープンな標準が採用され、それに基づいて多様な事業者が参入し、その標準の導入が促進さ

れた結果、消費者・利用者の選択肢が拡大し、コストも低減するということであった。あるいは安全性の確保ということで、製品・サービスの信頼性・安全性について一定の基準が策定され、かつそれがオープンになれば、消費者・利用者の保護につながり、判断材料の提供になるということであった。

一方、国際競争力の向上という点では、標準化の意義として、市場規模の拡大ということが挙げられる。同一の標準を採用する国や企業が増えると、当然ながら市場規模が拡大する。もう一つが競争力の強化である。グローバル市場において多くの事業者が採用し、日本企業のサービス戦略に沿った様々な技術や機能が生かされると、日本企業が商品やサービスを作る際、同じ部品や製品をグローバルなプレーヤーの中から調達することが可能となる。その結果、製造コストを低減でき、競争力、サービス品質の向上やコストの低廉化につながるということである。

以上のようなことが標準化の目的としたとき、冒頭に説明した環境変化への対応が必要となる。今後の政策展開という意味で、技術環境の変化、標準化の場の変化、企業のプレゼンスの変化の3点がキーワードになる。

まず技術環境の変化であるが、デジタル化、インターネットの普及で、ユーザードリブンの傾向が強まる、また進化のスピードが加速しているという背景がある。そうなるのと、スピード感のあるユーザー参加の対応体制が必要である。具体的には、行政の検討体制のスリム化、検討のスピードアップ、消費者の参加が挙げられる。あるいは行政をスリム化していくのであれば、民間企業等の活力、イニシアティブを活用していくといった対応が考えられる。

次に標準化の場の変化については、迅速な意思決定をプレーヤーが求めた結果、フォーラムの場におけるコンセンサスの形成に追従する形でデジュールの場での認知が得られるという傾向が増加している。これに対応するため、デジュール標準という国が主体となって意志決定していた場に加え、フォーラム標準を政策の対象としていく必要がある。具体的には、フォーラム標準における重点分野の検討、その活動支援のあり方について検討をすべきであるということである。

最後に日本企業のプレゼンスの変化については、ガラパゴス化にあわせて、標準化の場や製品・サービス市場における日本企業のプレゼンスが変化していることがある。この点について、国の内外を問わず、国際標準化への貢献の促進ということがキーワードになる。具体的には、国の内外を問わず重要な標準を検討している標準化組織であれば、そこへの普及活動に積極的に貢献していくこと、あるいは、市場でのシェア拡大ということまでを考えると、その補完策が必要であろうということである。

次に、重点分野に対する考え方については、オープン標準であるということが最も重要な要件であり、評価、検証が可能となる具体性を持つこと、消費者・利用者への影響や国際競争力向上の観点からの重要であること、こういった観点で重点分野を選定すべきということである。オープン標準の定義については、政府調達の基本方針、ITU-

Tによる定義、EUによる定義を記載したが、いずれの定義にも3要素は含まれており、この3つの要素を前提に検討してはどうかと考えている。

以上の基本的な考え方に基づいた選定すべき重点分野と、それに向けた具体的な対応について、答申骨子案に記載させていただいた。総務省のICTタスクフォースや知的財産戦略本部において総務省が担当すべき重点分野として選定されたスマートグリッド、クラウド、3D、サイネージ、次世代ブラウザ等の分野については、本委員会の場でヒアリングしたのものも含まれているので、当面の重点分野としては、そこに講じられる施策を含め、今後の進捗やあるべき効果について注視していくことが必要である。そして、国民利用者への影響・効果あるいは競争力向上への貢献といった観点から、講ずべき施策があるならば、それについては不断の検証が当然の前提となるということである。

最後に、今後の具体的措置について、当面の措置と今後の検討事項に分けて答申骨子案に記載させていただいた。まずITUに関する検討体制については、スリムかつ効率的でスピード感を持った検討が可能な体制とすべきではないかということである。さらに、フォーラムを含めた総合的な検討については、現在の審議会の中で、消費者・利用者の参加も得て、総合的な標準化政策を検討する体制が必要であるということである。

次に標準化活動に対する支援については、デジュール標準については、行政の検討体制のスリム化にあわせて、民間の標準化機関における経験・ノウハウ等も十分に活用し、政府が自ら意見集約を図る効率的な体制を運営することが標準化活動に対する支援となるということである。一方、フォーラム標準については、当事者である民間企業による情報収集と共有、対応策に関する意見交換等を行う検討の場の設置を促進するということから着手することが挙げられる。フォーラム標準のうち、日本からも貢献すべき海外発の標準については、国民生活への影響や国際競争力の向上の観点から重要となる分野について、役所自らが調査を実施してもよいのではないかということである。

今後さらに検討すべき事項としては、例えば、中長期的な研究開発、海外における研究開発の動向、ネットワークレイヤからアプリケーションレイヤに至る総合的な重点分野の見直し、あわせて、デジュール標準、フォーラム標準の場における標準化活動の支援のあり方等があるのではないかということである。

【中村オブザーバ】

EUのフォーラム標準における活動について、若干補足させていただく。答申骨子案の中に、「フォーラムやコンソーシアムのICT標準化活動にETSIが補助する例もある」との記述について、例えば、来年の2月にベルリンで開催されるW3CのWeb・and・TVワークショップという会合は、その明示的な事例である。従来からこういった事例があるのではないかと調査したところ、FP7の毎年のワークプログラムとして、2009年、2010年にICTのテーマ領域全体の1,000ミリオンユーロの予算のうち、Publications and communication activ

ities and event supportという名目で2.9ミリオンユーロ程度がワークショップやセミナー等の直接的な支援に使われている。

もう1点は、ガラパゴス化の定義として、三菱総研で内部的に使用している定義がある。特に日本市場においてということになるが、高度なユーザーニーズに対応するために創意工夫を重ねるうちにグローバルスタンダードとは遊離したスピードとクオリティで発展を遂げた商品やサービスをガラパゴス商品といい、それがあつた状態をガラパゴス化ということに定義している。

【田辺専門委員】

先ほどフォーラム標準とデファクト標準の明確化という話があつたが、もう少し明確にした方がよいと思う。特にオープンという言葉が何を対象としているかという点について、参加するユーザーに対するものなのか、情報に対するオープン性ということなのか明確にする必要がある。フォーラムによってはNDA、秘密保持規約が必要なものもあり、それに準じたものが必要だったり、全く必要ないものがある。

さらに情報の公開という点では、ある時期には情報が公開になるが、それまでは公開されてないといったものは、どちらに分類されるのかといった点も、まだ非常に不明瞭な部分があるのではないかと認識する。

先ほど説明のあつた特定10分野においても、フォーラムで何をもってデファクト化するのかという点をもう少し明確にした方がよいのではないかとと思う。

【廣瀬専門委員】

骨子案の総務省の研究開発予算について1つ補足した方がよいと思う。本委員会の場で消費者の視点を反映していないのではないかとということが再三指摘されていたが、それに対して、例えば、今後、総務省の研究開発体制にユーザードリブンという視点を盛り込むということを検討する必要があるのではないかと考える。文部科学省のようにアカデミックの真理の追求をするのではなく、総務省として支援する研究開発であるから、デファクトの視点、消費者の視点をきちんと取り入れ、発信するシステムづくりというものが必要ではないかと考える。

【杉原オブザーバ】

2点述べさせていただく。まず1点は、海外との連携の部分について、これまでの日本発国際標準獲得という国家目的のようなところから、優れた標準があれば海外発のものであつても自社の関係する技術を持ち込むことによってその標準自体をより良くし、自社が望むような仕様にしていくという点を記載しているのは、非常に画期的というか、新しい考え方であると思う。そして、これが日本の企業の国際競争力の強化に必ずつながつていくこと、海外の人と協調し、また標準化の一翼を担うことによって必ず海外の

マーケットも開けていくということが非常に重要であり、その点を加えれば、今までとは違ったものが出てくると思う。また、「アプリケーションの標準化においては、地理的に近い国よりも消費者のニーズが共通する国と政策的に連携するべきである」との記述について、現在、様々な意味で世界貿易が新重商主義的な様相になっていく中で、日本がどのように協調し、あるいは競争していくのかというのは重要だと思う。価値観や消費者のニーズが共有している国と政策的な連携を図り、それを世界に広めるという、重商主義的な観点ではない形で、もっと世界の貿易やサービスを拡大するように標準化を広めていくべきではないかと思う。

もう1点として、今後に向けた提言という点について、ITUに関して、日本は非常に難しいポジションに立たされていると思う。標準化のスピードやテクノロジーの進歩、あるいは日本が持っている技術の先進性から考えて、やはりフォーラム標準あるいはデファクト標準というところに軸足を移すべきであるということはこの骨子案にも書いているとおりはある。一方、重商主義的な国々が標準化の場を使って様々な政治的活動に出てくることに対し、戦略的に対抗しながら世界貿易が拡大するような方向に進めなければならないという中で極めて重い責任をとるといった姿勢で、日本がきちんとした立場に立って説明し、進めていくといく必要があるのではないかと思う。

【浅野専門委員】

パルミザーノレポートは、米国の国際競争力を今後10年間維持するためにはどうすべきかについて、民間だけではなく、学会や政府関係者も含め、膨大な数の人が参画して検討した結果がまとめられたもので、その後、競争促進法等米国の競争力を向上するための様々な法律が議会で議論されたという非常に大きな影響を与えたレポートである。ここでも国際競争力を向上させるためには、標準が非常に重要であるということを指摘している。これとの比較で考えてみると、我が国においては、本年の3月から6月までの期間に、IT戦略本部、知財戦略本部、そして新成長戦略ということで、3つのレポートが出された中、国際競争力の強化・向上と標準政策の重要性、それを実現するためにすべきことが書かれており、日本発国際標準の獲得というキーワードでほとんどまとめられているわけである。米国でさえ米国標準をグローバル標準にということは言っていない。それはなぜかという、標準というのは、相手があり、自分の意見を押しつけてもそれが採用されるとは限らないわけである。何が重要であるかといえば、やはりお互いに協調することであり、あくまでも相手とのギブ・アンド・テイク、協調、あるいは自らの貢献といったことが相まってグローバルな標準化に結びついていくという点を、パルミザーノレポートの中においても強調している。そういう観点からも今回の総務省の標準化政策において日本発国際標準の獲得という視点になっていないのは非常によいと思う。

また、今後に向けた提言の基本的な考え方について、消費者の視点から標準化政策の

意義は非常に重要なことである。一方、国際競争力の向上の視点では、国際標準化提案を行った結果、グローバル標準となり、多くの企業が採用することによってコストダウンが図れたという事例の紹介があったが、そういう観点からみると、標準化の意義は国際市場を作り出すだけではなく、多くの企業がその標準を採用することによってコストダウンが効き、エンドユーザーにメリットがあるという点が今回骨子案に入っていることは非常にいいことと思う。また、3つの環境変化への対応について、「標準化への『貢献』促進」とあるが、まさに日本発グローバル標準の獲得ではなく、共有、競業ということを含んでいるという観点が非常に重要であるということ強調することは非常にいいことと思う。

次に、オープン標準について、骨子案の中には3つ挙げているが、「情報システムに係る政府調達の基本方針」の定義が一番明確でわかりやすい。オープンということは、誰でも参加可能であって、それが広く公開され、かつ、誰でも使えるという中で、消費者から見ても選択肢が確保できているという観点から重要であるという点においても、オープン標準の定義としていいのではないか。先ほどご意見のあったノン・ディスクロージャー・アグリーメントやライセンスをどうするかとかいう問題はあるが、標準策定過程において、開かれた参画プロセスが確保されていれば、標準を最終的に仕様として公表するまでの間はノン・ディスクロージャー・アグリーメントのような形式をとること自体はよいのではないかと思う。

最後に、今後の具体的な措置について、確かに審議会においてはITUだけの一本槍ではだめで、フォーラム標準とデジュール標準の両方を目配りしていくという点がいいと思うが、スリムかつ効率的な体制という点については、もっと戦略に焦点を当てるような形で議論をしていくことが非常に重要と思うので、「戦略」という言葉を入れた方がよい。

【三尾専門委員】

知的財産戦略本部でも標準化政策について検討しており、本日本部会合が開催された。そこでは、途中経過の報告と推進計画2011に向けての報告、検討の結果、方向性が示されたところである。特定戦略分野に関しては、日本発にこだわっているかは別にして、少なくとも今日本が持っている他国よりも優れている技術や分野とその優先性を重視しながら、リーダーシップを持って当該分野の標準化を進めていくというような位置づけになるのではないかと認識している。

また、本日の菅総理のご発言には、ガラパゴス化についてのご発言があった。ガラパゴス化の定義として、日本発の優秀な技術を用いた製品やサービスが日本国内でのみ普及としたものと見ており、グローバル市場ではなかなか普及しないのは、非常に危惧されるべきものであり、世界市場を獲得するために標準化政策を推進するべきであるという発言であった。

【楠オブザーバ】

技術環境の変化について、特に近年、標準に対応することの重要性が増している理由を補足する。近年、ハードウェア、半導体のキャパシティが急速に増えていることによって、これまで以上にチップもソフトウェアも複雑になっている。このことで、テストのコストや製品に仕上げまでのイニシャルコストが上がり、個別の仕様で製品を作ることが難しくなり、結果として世界共通のものを作らざるを得なくなっている。その中で、どのようにして日本からの要求を反映させていくかの重要性が増しているという点を補足させていただく。

また、最終的な標準化活動に対する支援については、デジュール、フォーラムの双方について国が積極的に活動していくという記述があったが、それが必要な分野もあると思う一方で、日本国内でも民間企業同士で活発に競争が行われており、その厳しい競争の中で最先端技術が出てくるであろうと思う。3D放送のように海外にリードされている分野については、日本で力を合わせていくということも考えていかなければならないが、同時に、日本国内の競争の中で世界をリードしていくようなプレーヤーが出てくるような環境整備を行うことについても議論が必要ではないか。

【高橋専門委員】

標準化政策の検討体制への消費者の参画が非常に重要であり、検討のみならず、その検証においても消費者が参画していくことが非常に重要である。今後の具体的な措置として、検討体制のスリム化が図られるということは非常によいと思う。

また、今後は、骨子案の「当面講ずるべき措置について」に則って検討が進められると理解してよいのか。また、「今後更に検討すべき事項について」では、中長期的な研究開発戦略等も含まれているが、先ほど廣瀬委員のご発言のように、研究開発ものに関しては、ユーザードリブンかどうかを1つの基準とすることについて賛成である。研究開発予算に関しては、文部科学省の科学技術研究開発の枠組みで勝負するものと切り分け、すみ分けをすることが重要である。

「今後更に検討をすべき事項」については、今後どのようにするのかについて密室での専門家のみで消費者不在とならないようお願いしたい。

【岸上専門委員】

東南アジアでは、最近中国や韓国のメーカーの参入が目覚ましく、戦略的かつグローバルなオープン標準というのが非常に重要であると感じている。また、BRICsの筆頭のブラジルに関しても、確かにISDBという日本の通信方式が採用されたが、実際の映像機器については日本製品の導入が進んでいるとはいえない状態であり、戦略的手段として標準化をどのように使い、標準化活動の中で日本がどのようにして勝ってい

くのかという視点が重要であると思う。消費者の意向については、日本の消費者だけでなく、グローバルな消費者という見方が必要だと実感している。

【藤岡オブザーバ】

海外との連携促進について、官の役割という観点から、民間からの提言に基づいて多国籍での標準化の提言をやっていただければ、標準化の促進になるのではないかと思う。研究開発に関しても、国際間で協力しながら研究していくといった観点も必要ではないかと思う。

【小塚主査代理】

この骨子案を見ると、標準化政策というのは、第一に、産業政策であるという印象を受ける。技術標準化というのは政府のためにやっているわけでもなく、規格を作るエンジニア個人のためのものでもない。エンジニアが属している企業にとってどこで勝負することにメリットがあるかという点が全てであることが1つあると思う。

第二に、標準化政策は競争政策であるということである。つまり、標準化というのは、あるところで土俵を決めて、その土俵の上でプレイをなささいということであり、どこが土俵でどこがプレイの部分なのかというのを分けることが標準化であると思う。そういうことを考えたときに、政府が何をやるのかについて、土俵がどこであるのかを決めるにあたって、2つの危険性がある。1つは、本来プレイであるべきところが土俵になってしまうことである。そこに利益を見出す企業はそれを望むかもしれないが、日本の産業全体、あるいは日本の消費者、さらに言えばグローバルな消費者ということを考えて場合、そこはむしろプレイをなささいという者も出てくる。逆もあり得るのだと思う。しかし、一生懸命プレイをしているところを土俵になささいということは政府が言わなくても、合理的な企業であれば自然に土俵になるだろうと思う。だから、どちらかと言えば政府は前者の方で活動するのがこの骨子案の隠れたメッセージではないかと理解している。そういう意味で消費者の参画ということにも非常に期待が大きい。

外国との比較ということでは、EUのモデルが日本の目指すモデルだと聞こえたが、もう少しアメリカモデルが持つ意味について日本の戦略の中でもよく考えた方がいいのではないかと感じる。

【西谷専門委員】

今後に向けた提言の部分について、企業の立場からすると、実際の国際競争力という場合には、いわゆる放送・通信という分野だけではなく、むしろハードウェアを含めて標準というまとまった形で商品化されていくわけであるから、国を挙げての部分、総務省イコール国、政府とつなげるのではなく、政府全体で進めるという文面を入れていただきたい。

【村井主査】

I E T Fはフォーラム標準に分類されているが、I E T Fは主体が企業ではなく、完全な個人の参加による組織であるため、デファクト標準に分類するのが適切ではないかと思う。

それからもう一点。テレビ放送の標準に関する件について、ブラジルが日本方式を採用するというのはナショナルマーケットをどうとるかといった標準化戦略である。本委員会において検討してきたのは、「通信・放送の融合・連携環境における標準化政策」であり、通信というのは、どちらかという、グローバル空間での競争を生み出している。そうすると、ナショナル空間での競争とグローバル空間での競争との二つの場を認識して標準化を進めることが基本としてあるのではないか。通信と放送の融合・連携という視点で見ると、この2つの場があることを意識して標準化政策の位置づけを行うことが重要であると考え。両方混在している状態ではあると思うが、二つのバランスをとって日本の先端技術でどのように貢献していくかといった視点での文言があるとわかりやすいのではないか。

以上のことを含め、おおむね答申の趣旨についてはコンセンサスを得られたのではないかと思う。皆様からのご意見を踏まえ、引き続き答申資料の作成を事務局に進めていただき、次回会合で更なるご意見をいただきたいと思う。

【小笠原通信規格課長】

それでは、本日の骨子案の内容に加えて、本日ご指摘いただいた点は文章化の過程で工夫させていただきたいと思う。

先ほどの政府全体の役割という点については、知的財産本部の特定戦略分野について、経済産業省と共同で検討していくことになっており、スマートグリッド等に代表される分野をはじめとして、共同の場で検討して、それぞれ標準化提案していく事項についてはきちんと調整・連携をとるということで進めているので、その点は具体的に骨子案に記載させていただき、政府全体として進めていくという前提で答申案を作成させていただきたいと考える。